

29消安第3202号
平成29年9月5日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 齋藤 健



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第3号に基づき、下記の事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第3条第1項の規定に基づき定められた普通肥料の公定規格について、次の変更を行うこと。

別に定める凝集促進材が使用された動物の排せつ物を原料とする肥料を特殊肥料として取り扱うため、「し尿汚泥肥料」から、動物の排せつ物に当該凝集促進材を混合し、脱水又は乾燥したものを除くこと。

